

保健医療カードシステムに関するガイドライン

平成6年7月22日
厚生省健康政策局総務課長

1 本ガイドラインの作成にあたっての基本的考え方

保健医療サービス提供の支援方策の一環として、地域で活用される保健医療カードシステム（以下「カードシステム」という。）がその効果を十分に発揮するためには、住民、保健医療関係者、保健医療行政当局等の協力と参加が不可欠であり、導入に際しては、地域でのコンセンサスづくりが必要である。さらに、プライバシーの保護をはじめとする保健医療情報システムに普遍的に求められる運用上の要件を満たすことが重要である。

本ガイドラインは、昭和六十二年度以来、当課が財団法人医療情報システム開発センターに委託して開発してきたカードシステムの実験運用を通じて得た知見等に基づき、地方自治体の行政区域等を運用単位とするカードシステムが安全で、効果的で、かつ円滑に導入されるために必要な基本的条件や留意点を明らかにし、カードシステムの活用に資することを目的とする。

2 カードシステムの目的について

急速な人口の高齢化に伴い、地方自治体では住民のニーズに対応する保健医療サービスを効率的かつ効果的に提供することが求められており、そのためには、保健医療に係る情報の広汎かつ高度な利用が必要である。特に今後は、保険医療機関における健康診査や診療に関する情報等の個人保健医療情報が、それぞれの機関において個別に保管管理されるので

はなく、保健医療サービス提供に際して必要な場面で適切に利用されることが肝要である。

カードシステムは、地域を運用単位として、個人の保健医療情報を個人別にカードに記録蓄積し、そのカードを個人が必要に応じて保健医療機関等に提示することにより、保健医療情報の安全で効果的な活用を図ることを目的とするものである。

なお、カードシステムで利用される保健医療情報は、保健医療機関等が連携して住民の健康管理を行うために共通利用すべき情報であり、診療の諸記録として医療機関に保管されるべき情報ではない。

3 導入のための基本的条件について

カードシステムによる保健医療情報の安全、効果的、円滑な活用のため、以下の基本的条件が当該地域で整備されていることが必要である。

(1) カードシステムの目的等の住民への周知徹底

カードシステムの目的、利用方法、利用可能施設等が住民に十分理解されるよう、広報誌への掲載、健康診査時の広報等、地方自治体や地域の医師会等保健医療関係団体等による広報活動が実施されていること。また、住民からの問い合わせの窓口が明確にされていること。

(2) 保健医療関係者の協力と参加

カードシステムを通じた保健医療情報の一層の活用を図るため、情報の出入力等が適切に行われることが重要であり、そのための保健医療関係団体等に

よる協力に関する同意が得られていること。

(3) 安全性の確保のための方策の確立

プライバシーの保護、情報の開示等に関する規則の制定等、安全性の確保のための方策が確立していること。

特に、プライバシーの保護については、保健医療情報システムが欠くべからざる機能であるが、コンピュータ技術のみならず、住民や保健医療関係者等カードシステムに参加する全ての関係者の適切な取扱いに依存するものであり、地域の状況に合わせた最も有効な方策がとられていること。

(4) 情報の互換性の確保

住民の移動の広域化等に鑑み、カードシステムに蓄積された情報が発行された地域外においても利用可能であることが重要であり、情報が広く活用できるよう、情報の互換性の確保のための方策がとられていること。

(5) 保健医療サービスの充実に向けた取り組み

住民、保健医療関係等による積極的な地域保健活動や保健医療施設間の機能連携等、保健医療サービスの充実に向けた取り組みが実施されていること。

なお、健康診査結果や住民に関する基本情報（氏名、住所等）等に関するデータベース化等既存の保健医療情報システム等とカードシステムが連携することが望ましい。

4 カード発行対象者について

カードシステムの目的等について十分な説明を受け、自主的に参加希望の意思を表明した住民をカード発行対象者とする。従って、カード発行に際して、カード発行者は対象者から、十分な説明に基づき自主的に事業に参加する旨承諾書を得ることが望ましい。

5 カード発行者及び運用主体について

カードシステムは、住民への保健医療サービスの向上を支援する公共的情報システムであり、そのカード発行者及び運用主体は、地方自治体、または地方自治体、保健医療関係団体、医療保険の保険者等によって構成される公益的団体とする。

6 今後の対応について

本ガイドラインは、現時点における技術的社会的諸条件を勘案して、カードシステムのあるべき姿を示したものである。従って、保健医療を取り巻く環境の変化や技術開発の進展に伴い、適宜見直すこととする。

また、安全性や互換性の確保等に関する実態を把握するため、カードシステムを導入した地方自治体は、その内容等について下記宛ご連絡いただきたい。

厚生省健康政策局総務課医療技術開発室

〒100-45 東京都千代田区霞ヶ関1の2の2

電話 03(3503)1711(代) 内線 2521-2524

◎カード型メディアの特徴

	ICカード	ICメモリカード	光カード	(参考：磁気カード)
形 状	「キャッシュカード」の大きさ	「キャッシュカード」の大きさ(やや厚みがある)	「キャッシュカード」の大きさ	「キャッシュカード」に利用されている。
記 憶 容 量	8 KBytes (英数字：8,000文字)	32KBytes (英数字：32,000文字)	2.8～4.2KBytes (英数字：2,800,000～4,200,000文字)	72Bytes (英数字：72文字)
書き込み方式	端子の電氣的接触 (電氣信号)	端子の電氣的接触 (電氣信号)	光記録層へのレーザー光の照射	磁気ヘッド (電流→磁束)
読み取り方式	端子の電氣的接触 (電氣信号)	端子の電氣的接触 (電氣信号)	光記録層へのレーザー光の照射による反射光 (反射光→電氣信号)	磁気ヘッド (電流→磁束)
データの記録方式	IC回路	IC回路	光記録層上のピット (極細小の穴)の形成	磁気テープ上の極性変化
データの手換の可否	可	可	不可(追記型)	可
セキュリティ機能	カード自体にCPUが内蔵されているので、それを活用してセキュリティ機能を付加することができる。	カード自体にセキュリティ機能を持たない。セキュリティ機能を付加する場合は、その機能を持つソフトウェアをパソコン側に組み込む。	カード自体にセキュリティ機能を持たない。セキュリティ機能を付加する場合は、その機能を持つソフトウェアをパソコン側に組み込む。	カード自体にセキュリティ機能を持たない。

◎保健医療分野のカードシステム導入状況一覧

〔(財)は医療情報システム開発センター調査〕

平成6年3月末日現在

実施主体：地方自治体

〔*：予定枚数〕

実施地域	実施・運用状況	実施運用開始時期	目的	カード種類	カード名称	カード配布対象者	カード配布枚数(数量)
北海道 川上郡 清水町(御影診療所)	稼働中	平成元年3月	診療データ、検診データなどを履歴管理し診療に利用。	光カード	清水町健康光カード	特定慢性疾患患者	520枚
北海道 岩見沢市	計画中	平成8年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省：平成5年度指定)	ICカード			
岩手県 和賀郡 沢内村	稼働中	昭和63年5月	診療データ、検診データなどを村民の健康管理に利用。	ICメモリカード	健康カード	全村民	4,000枚
山形県 米沢市	開発中	平成6年9月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省：平成3年度指定)	ICカード		乳幼児	*1,200枚
茨城県 稲敷郡 河内村	稼働中	平成4年6月	町民の老人保健法関連の検診データを健康管理に利用。	光カード		老人保健法対象者	1,000枚
茨城県 北茨城市	開発中	平成6年10月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省：平成3年度指定)	ICカード		65歳以上	*9,000枚
千葉県 成田市	計画中	平成9年 月	検診データなどを入力したカードを健康管理に活用。	ICカード		65歳以上の高齢者	
東京都	計画中	平成7年 月	個人の保健医療情報を蓄積し、健康づくりや診療に役立てる。				
東京都 中野区	計画中	平成 年 月	健康手帳のカードシステム化。				
東京都 三鷹市	稼働中	平成4年7月	個人基本情報、在宅ケア情報(ADL情報等)、問診情報等により、在宅療養患者の健康管理に役立てる。	ICカード	三鷹総合市民カード	65歳以上の在宅療養患者	21枚
神奈川県 伊勢原市	稼働内	平成4年2月	基本情報、救急情報、検診情報、福祉サービス記録、保健指導記録等により市民の健康管理、福祉増進に活用。	光カード	すこやかカード	初年度：老人 将来は全市民	3,000枚
山梨県 北巨摩郡 白州町	稼働中	昭和63年7月	町民の老人保健法関連の検診データを健康管理に利用。	光カード		老人保健法対象者	2,000枚
山梨県 北都留郡 丹波山村	稼働中	平成4年4月	老人保健法関連の検診データを健康管理に利用。	光カード		老人保健法対象者	1,400枚
長野県 茅野市	計画中	平成7年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省：平成4年度指定)	ICカード			

●保健医療カードシステムに関するガイドライン

実施地域	実施・運用状況	実施運用開始時期	目的	カード種類	カード名称	カード配布対象者	カード配布枚数(数量)
静岡県 豊田町	計画中	平成8年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成5年度指定)	ICカード			
富山県 中新川郡 立山町	計画中	平成8年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成5年度指定)	ICカード			
奈良県 生駒郡 三郷町	稼働中	平成5年4月	診療データ、検診データなどを履歴管理し診療に利用。	ICメモリカード			3,600枚
京都府 船井郡 日吉町	開発中	平成6年10月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成3年度指定)	ICカード		全住民	*6,000枚
京都府 相楽郡 和束町	稼働中	平成2年8月	検診データを健康管理に利用。	光カード	個別健康カード	老人保健法対象者	2,500枚
兵庫県 津名市 五色町	稼働中	平成元年3月	診療データ、検診データを医療機関相互で参照し診療に利用。(厚生省:昭和62年度~平成元年度)平成4年5月より、新生児期から成人に至る医療・健康情報を管理する「すこやかカード」を発行。	ICカード	健康カード すこやか カード	50歳以上 19歳以下 (当初は6歳以下が対象)	4,000枚 700枚
兵庫県 加古川地域(加古川市、稲美町、播磨町)	稼働中	平成3年4月	主に糖尿病患者を対象とし、個人基本情報、診療記録情報糖により、生活指導等に役立てる。また、病気を持つ乳幼児の個人基本情報、発達歴情報、出生時情報等により、以降の診療に役立てる。(通産産業省)	ICカード	KIND CARD	慢性疾患患者、 病気の乳幼児	1,250枚
兵庫県 姫路市	稼働中	平成4年12月	「保健医療所カードシステム」実験地域。(厚生省:平成3年度~5年度)	ICカード	いきいきカード	60歳以上	4,200枚
		平成5年5月	保健・医療・福祉の情報を統合化し、相互量の実現のための実験(兵庫県)	ICカード	いきいきカード	在宅福祉サービスの提供を受けている65歳以上	500枚
兵庫県 美方郡 浜坂町	計画中	平成7年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成4年度指定)	ICカード			
岡山県 岡山市	開発中	平成6年9月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成3年度指定)	ICカード	岡山ふれあいカード	65歳以上	*10,000枚
岡山県 上川郡 成羽町	開発中	平成6年10月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成3年度指定)	ICカード		65歳以上	*2,000枚

実施地域	実施・運用状況	実施運用開始時期	目的	カード種類	カード名称	カード配布対象者	カード配布枚数(数量)
山口県 小野田市	稼働中	平成5年4月	在宅ケア活動計画の記録などに利用。	ICカード	ほっとカード	高齢者	300枚
鳥取県 米子市	計画中	平成8年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成5年度指定)	ICカード			
島根県 出雲市	稼働中	平成3年4月	検診データを診療に利用、行政窓口サービス(住民票、印鑑登録証の発行)平成5年12月より「児童カード」を発行。「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成5年度指定)	ICカード	出雲市福祉カード 出雲市児童カード	大正15年4月1日以前生れの市民中学生以下(当初は小学生が対象)	8,000枚 3,900枚
香川県 香川郡 香川町	計画中	平成7年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成4年度指定)	ICカード			
愛媛県 西条市	計画中	平成7年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成4年度指定)	ICカード			
福岡県 福岡市	計画中	平成 年 月	診療など幅広い分野で共通に利用できる地域カードサービスを検討。	ICカード			
長崎県 諫早市	計画中	平成7年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成4年度指定)	ICカード			
長崎県 大瀬戸町	計画中	平成8年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成5年度指定)	ICカード			
大分県 佐伯市	稼働中	平成4年4月	検診データを診療に利用、行政窓口サービス(住民票、印鑑登録証の発行)	ICカード	さいき市民カード	20歳以上の市民・要援護者	16,800枚
熊本県 山鹿市	計画中	平成8年 月	「地域カードシステム」のモデル地域(自治省:平成5年度指定)	ICカード			
鹿児島県 川辺郡 大浦町	稼働中	平成4年4月	町民の老人保健法関連の検診データを健康管理に利用。	光カード		老人保健法対象者	400枚